

2008年漁業センサス
海面漁業調査結果の概要
平成20年11月1日現在調査

平成21年8月31日
千葉県総合企画部統計課
223-2220

2008年漁業センサス（5年周期調査、前回平成15年調査）は、漁業の基本的生産構造、就業構造及び漁業生産の背景を明らかにするとともに、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的として実施したものである。

なお、この調査は海面漁業調査、内水面漁業調査及び流通加工調査の3調査に分かれており、この概要は、千葉県における海面漁業調査結果の主要項目を掲載したものである。

I 要 旨

1 漁業経営体^{※1}

(1) 基本構成

平成20年の海面漁業経営体数は3,118経営体で、平成15年に比べ723経営体（18.8%）減少した。

経営組織別に見ると、個人経営体は3,049経営体（全体の97.8%）、団体経営体は69経営体（同2.2%）で、前回に比べ、それぞれ18.7%、24.2%減少した。

漁業層別^{※2}に見ると、沿岸漁業層は3,054経営体（全体の97.9%）、中小漁業層は64経営体（同2.1%）、前回に比べ、それぞれ18.6%、27.3%減少した。

漁獲物の主な出荷先を見ると、漁協の市場又は荷さばき所が2,587経営体（全体の70.5%）で最も多く、次いで流通業者・加工業者518経営体（同14.1%）、自家販売244経営体（同6.6%）の順となっている。なお、主な出荷先は複数回答となっており、合計値は経営体数と一致しません。

(2) 個人漁業経営体

個人漁業経営体(3,049経営体)を専兼業別^{※3}に見ると、専業が1,604経営体(構成比52.6%)で、前回に比べ22.5%増加した。一方、第1種兼業が793経営体（同26.0%）、第2種兼業が652経営体（同21.4%）で、前回に比べ、それぞれ43.5%、37.2%減少している。

自営漁業の後継者^{※4}のいる個人経営体数は、467経営体で、前回に比べ17経営体（3.8%）増加した。

2 漁業就業者※5

漁業就業者数は、5,916人（男5,024人、女892人）で前回調査に比べ1,013人（14.6%）減少した。

男子について年齢階層別に見ると、65歳以上が2,180人（構成比43.4%）、次いで60～64歳712人（同14.2%）となっており、前々回調査から、60歳以上が半数を超えている。一方、15～29歳の若年層は330人（構成比6.6%）で、前回調査に比べ44人（15.4%）の増加となり、昭和38年以降はじめて増加に転じた前回調査に引き続き増加した。

3 保有漁船

経営体が過去1年間に使用し、調査日現在保有している漁船の総数は、5,084隻で前回調査と比べ911隻（15.2%）減少した。

用語の説明

※1 漁業経営体

過去1年間（平成19年11月1日から平成20年10月31日）に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。

※2 漁業層別

漁業経営体が主として営む漁業種類と使用漁船の規模による分類をしたもの。

沿岸漁業層…漁船非使用、無動力船、動力船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。

中小漁業層…動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。

大規模漁業層…動力船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。（本県では該当なし）

※3 専兼業別

専業…個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者のいないものをいう。

第1種兼業…個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。

第2種兼業…個人経営体で、満15歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。

※4 自家漁業の後継者

個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者を言う。

※5 漁業就業者

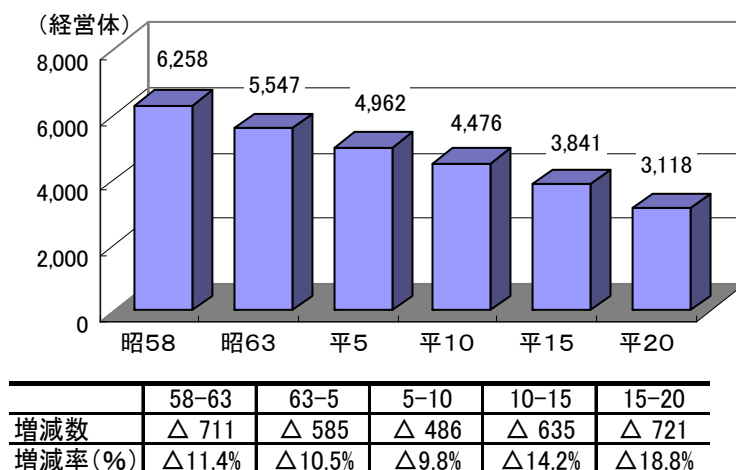
個人経営体の世帯員のうち、満15歳以上で過去1年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間30日以上従事した者をいう。

II 解 説
1 漁業経営体
(1) 基本構成

ア 総経営体数

平成 20 年の海面漁業経営体数は 3,118 経営体で、前回調査に比べ 723 経営体 (18.8%) 減少した。平成 15 年～20 年の 5 年間の減少率は、平成 10 年～平成 15 年の 5 年間の減少率を 4.6 ポイント上回っている。(図 1)

図 1 漁業経営体の推移



イ 経営組織別経営体数

漁業経営体を経営組織別にみると、個人経営体が、3,049 経営体で全体の 97.8%と大部分を占め、団体経営体は、69 経営体で全体の 2.2%となっている。

経営組織別に前回調査と比べると、個人経営体が 701 経営体 (18.7%)、団体経営体は 22 経営体 (24.2%) 減少した。(表 1)

表 1 経営組織別経営体数

単位：経営体

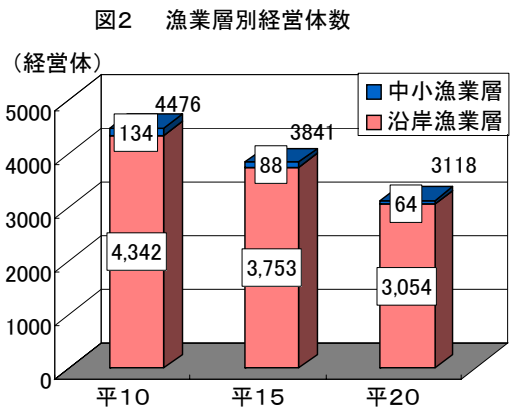
区 分	総 数	個 人 経営体	団 体 経 営 体					官 公 庁 学 校 試 験 場 等
			計	会 社	漁 業 協同組合	漁 業 生産組合	共同経営	
平成 2 0	3, 118	3, 049	69	39	11	2	17	-
平成 1 5	3, 841 (3, 837)	3, 750	91 (87)	45	10	2	30	4 (0)
構成比(%)								
2 0	100. 0	97. 8	2. 2	1. 3	0. 4	0. 1	0. 5	-
1 5	100. 0	97. 6	2. 4	1. 2	0. 3	0. 1	0. 8	0. 1
増減数	△ 723		△ 22					
20-15	(△ 719)	△ 701	(△ 18)	△ 6	+ 1	± 0	△ 13	-
増減率(%)	△ 18. 8		△ 24. 2					
20/15	(△ 18. 7)	△ 18. 7	(△ 20. 7)	△ 13. 3	+ 10. 0	± 0. 0	△ 43. 3	-

注) 2008年調査から官公庁、学校、試験場等のうち、産業分類上漁業に分類されない事業所は調査対象から除外された。

ウ 漁業層別経営体数

経営体を漁業層別（主とする漁業種類と使用漁業船の規模による区分）に見ると、沿岸漁業層は3,054経営体、中小漁業層は64経営体となり、沿岸漁業層が全体の97.9%を占めている。

前回調査と比べると、沿岸漁業層が699経営体（18.6%）、中小漁業層は24経営体（27.3%）減少した。（図2）

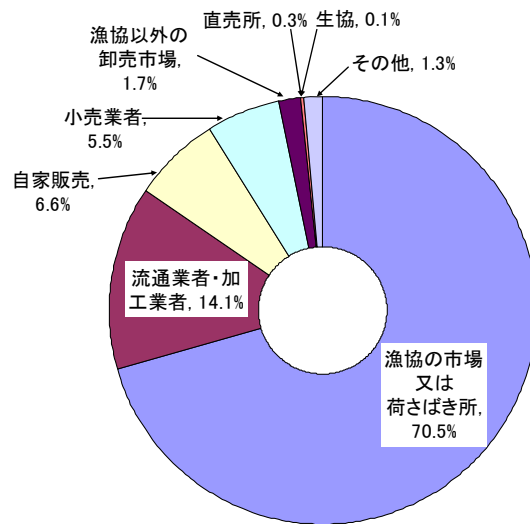


エ 漁獲物の出荷先及び活魚販売

漁獲物の主な出荷先を見ると、漁協の市場又は荷さばき所に出荷した漁業経営体数は2,587経営体（全体の70.5%）で最も多く、次いで流通業者・加工業者が518経営体（同14.1%）、自家販売が244経営体（6.6%）となっている。

（図3）なお、主な出荷先は複数回答となっており、合計値は経営体数と一致しません。

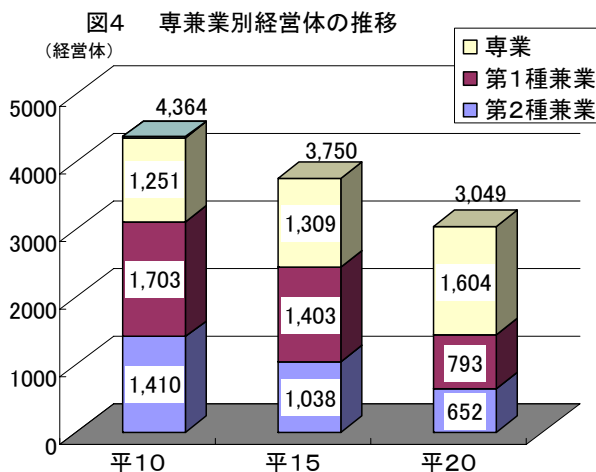
図3 漁獲物の主な出荷先



(2) 個人漁業経営体

ア 専兼業別経営体数

個人経営体3,049経営体を専兼業別に見ると、専業が1,604経営体（構成比52.6%）で最も多く、第1種兼業が793経営体（同26.0%）、第2種兼業が652経営体（同21.4%）となっている。前回調査と比べると、専業が22.5%増加したが、第1種兼業は43.5%、第2種兼業は37.2%減少している。（図4）



年		5-10	10-15	15-20
増減数	専業	△ 71	58	295
	第1種兼業	△ 131	△ 300	△ 610
	第2種兼業	△ 275	△ 372	△ 386
	計	△ 477	△ 614	△ 701
増減率	専業	△ 5.4%	4.6%	22.5%
	第1種兼業	△ 7.1%	△ 17.6%	△ 43.5%
	第2種兼業	△ 16.3%	△ 26.4%	△ 37.2%
	計	△ 9.8%	△ 14.1%	△ 18.7%

イ 自営漁業の後継者の有無別経営体数

自営漁業の後継者のいる個人経営体数は 467 経営体（全個人経営体数に占める割合 15.3%）で、前回に比べ 17 経営体（3.8%）増加した。

後継者のいる個人経営体の割合を漁業層別に見ると、沿岸漁業層は 14.9%で、前回に比べ 3.3 ポイント増加したが、中小漁業層は 52.9%で、前回に比べ 10.0 ポイント減少した。（表 2）

表 2 後継者の有無別個人経営体数

単位：経営体

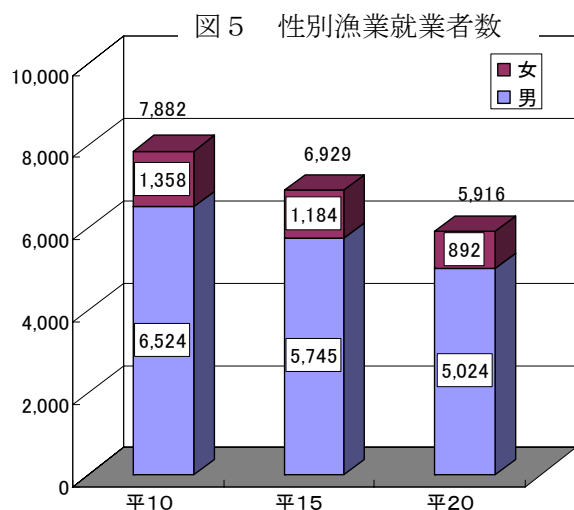
区 分	平成 20 年	うち、後継者あり		平成 15 年	うち、後継者あり		後継者有 り経営体 増減数	後継者有 り経営体 増減率 (%)
		経営体数	割合(%)		経営体数	割合(%)		
沿岸漁業層	3,015	449	14.9%	3,701	429	11.6%	20	4.7%
漁船漁業等	2,632	358	13.6%	3,216	336	10.4%	22	6.5%
海面養殖	383	91	23.8%	485	93	19.2%	△2	△2.2%
中小漁業層	34	18	52.9%	49	21	42.9%	△3	△14.3%

2 漁業就業者

ア 性別漁業就業者数

性別で見ると、男子は 5,024 人（構成比 84.9%）、女子は 892 人（同 15.1%）となった。前回調査と比べると、男子が 721 人(12.6%)、女子が 292 人（24.7%）の減少となった。

（図 5）



		年	5-10	10-15	15-20
増 減 数	女子		△ 169	△ 174	△ 292
	男子		△ 873	△ 779	△ 721
	計		△ 1,042	△ 953	△ 1,013
増 減 率	女子		△ 11.1%	△ 12.8%	△ 24.7%
	男子		△ 11.8%	△ 11.9%	△ 12.6%
	計		△ 11.7%	△ 12.1%	△ 14.6%

イ 男子年齢別漁業就業者数

男子について年齢階層別に見ると 65 歳以上が 2,180 人（構成比 43.4%）、60～64 歳 712 人（同 14.2%）となっており、前々回調査から、60 歳以上が半数を超えている。

前回調査と比べると、15～29 歳で 44 人（15.4%）増加しているほかは、すべて減少して

おり、漁業就業者の高齢化が進む一方で、15～29歳の若年層が、昭和38年以降はじめて増加した前回調査に引き続き増加した。（図6・図7）

図6 男子年齢別漁業就業者構成比の推移

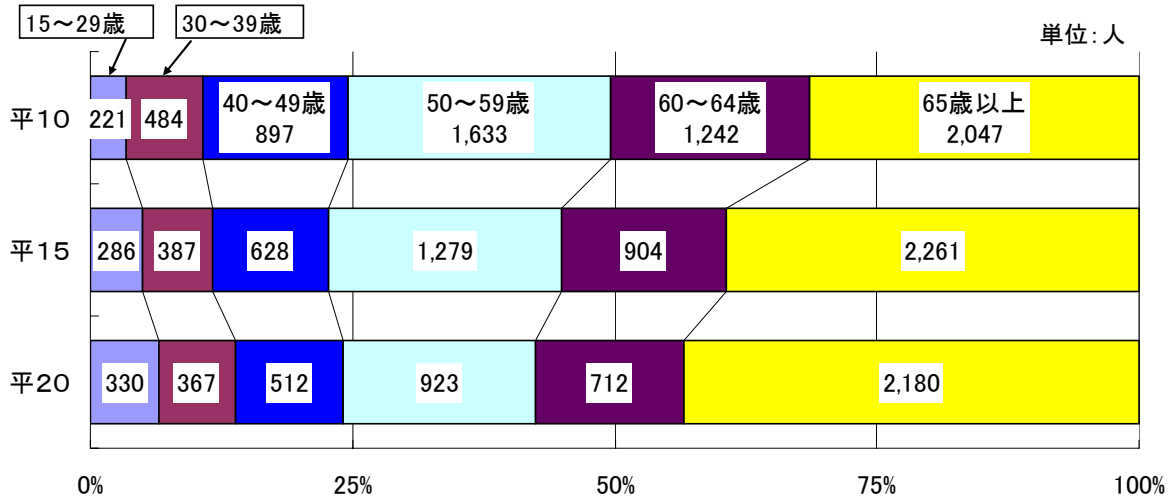
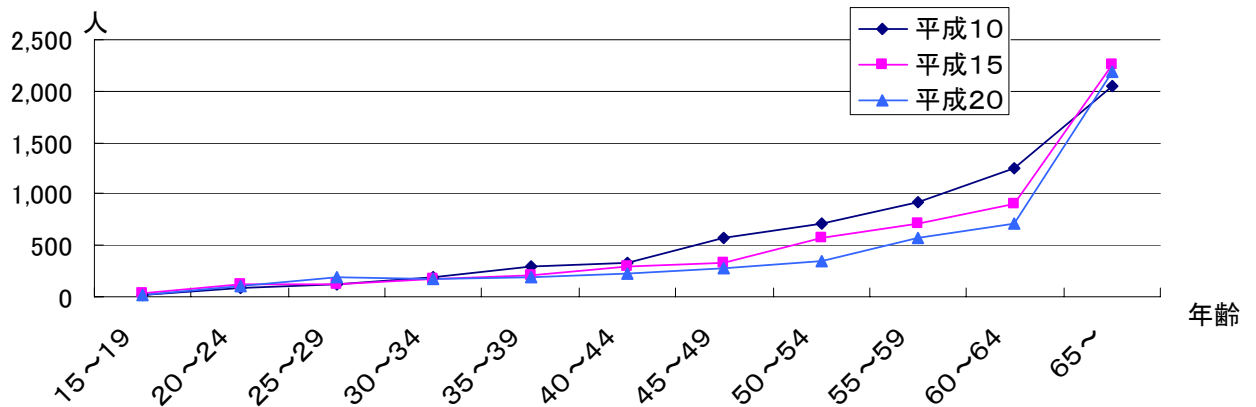


図7 男子年齢別漁業集御者数の推移



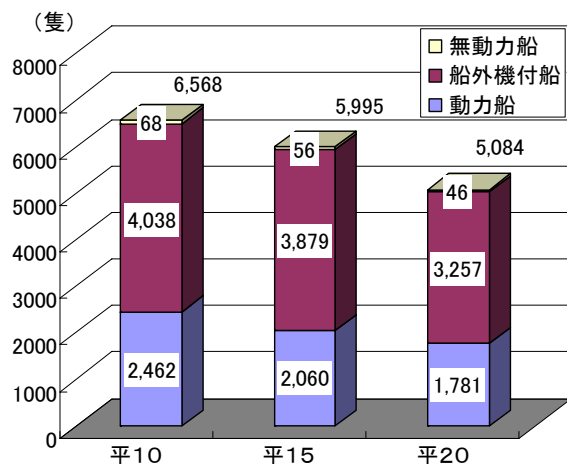
3 保有漁船

経営体が過去1年間に使用し、調査日現在保有している漁船の総数は、5,084隻で前回調査と比べ911隻(15.2%)減少した。

漁船を種類別に見ると、船外機付船が3,257隻(構成比64.1%)と最も多く、次いで動力船1,781隻(同35.0%)、無動力船が46隻(同0.9%)となっている。

前回調査との増減率を見ると、動力船が13.5%減、船外機付船が16.0%減、無動力船が17.9%減となり、動力船及び無動力船が大きく減少している。（図8）

図8 保有漁船の推移



Ⅲ 統計表

第1表 経営組織別経営体数

単位：経営体

区分	総数	個人経営体	団体経営体					
			計	会社	漁業協同組合	漁業生産組合	共同経営	官公庁 学校 試験場等
平成10	4,476	4,364	112	58	11	3	36	4
平成15	3,841	3,750	91	45	10	2	30	4
	(3,837)		(87)					(0)
平成20	3,118	3,049	69	39	11	2	17	-
増減率(%)								
15/10	△14.2	△14.1	△18.8	△22.4	△9.1	△33.3	△16.7	0.0
(20/15)	(△18.7)		(△20.7)					-
20/15	△18.8	△18.7	△24.2	△13.3	10.0	0.0	△43.3	-

注) 2008年調査から官公庁、学校、試験場等のうち、産業分類上漁業に分類されない事業所は調査対象から除外された

第2表 漁業層別経営体数

単位：経営体

区分	総数	沿岸漁業層			中小漁業層	大規模漁業層
		計	海面養殖層	左記以外の 沿岸漁業層		
平成10	4,476	4,342	605	3,737	134	-
平成15	3,841	3,753	495	3,258	88	-
平成20	3,118	3,054	386	2,668	64	-
増減率(%)						
15/10	△14.2	△13.6	△18.2	△12.8	△34.3	-
20/15	△18.8	△18.6	△22.0	△18.1	△27.3	-

第3表 階層別経営体数

単位：経営体

区分	総数	漁船 非使用	漁船使用								定置網	地びき網	海養 面殖
			無動力 船のみ	動力船使用					30 ~ 100	100 ト ン 以 上			
				1 ト ン 未 満	1 ~ 3	3 ~ 5	5 ~ 10	10 ~ 30					
平成10	4,476	262	5	1,687	484	889	375	75	41	18	30	5	605
平成15	3,841	207	4	1,523	376	762	354	40	32	16	28	4	495
平成20	3,118	131	4	1,254	266	627	357	27	20	17	29	-	386
増減率(%)													
15/10	△14.2	△21.0	△20.0	△9.7	△22.3	△14.3	△5.6	△46.7	△22.0	△11.1	△6.7	△20.0	△18.2
20/15	△18.8	△36.7	0.0	△17.7	△29.3	△17.7	0.8	△32.5	△37.5	6.3	3.6	-	△22.0

第4表 主とする漁業種類別経営体数

単位：経営体

区分	総数	底 び き 網	底 び き 網		船 び き 網	ま き 網	刺 網	敷 網	さ ん ま 棒 網	大 型 定 置 網	小 型 定 置 網
			型 う ち 小	網 び き							
平成10	4,476	247	239	34	38	899	31	-	9	21	
平成15	3,841	199	193	40	29	807	10	-	9	19	
平成20	3,118	169	168	30	27	679	-	6	9	20	
増減率(%)											
15/10	△14.2	△19.4	△19.2	17.6	△23.7	△10.2	△67.7	-	0.0	△9.5	
20/15	△18.8	△15.1	△13.0	△25.0	△6.9	△15.9	-	-	0.0	5.3	

区 分	その網 の漁 他業	地 び き 網	は え 縄	釣	小 型 捕 鯨	潜 水 器 漁 業	採 貝 採 藻	その 漁 業 他	海 面 養 殖	う の ち の 養 殖
平成10	-	5	120	975	1	-	1,363	128	605	585
平成15	-	4	89	836	1	-	1,206	97	495	480
平成20	40	-	69	618	1	36	947	81	386	377
増減率(%)										
15/10	-	△20.0	△25.8	△14.3	0.0	-	△11.5	△24.2	△18.2	△17.9
20/15	-	-	△22.5	△26.1	0.0	-	△21.5	△16.5	△22.0	△21.5

注)調査方法の変更により比較できない漁業種類を含んでいます。

第5表 漁獲金額別経営体数

単位：経営体

区 分	総 数	販売金 額なし	100万円 未満	100～ 300	300～ 500	500～ 800	800～ 1000	1000～ 1500	1500～ 2000	2000～ 5000
平成20	3,118	19	671	766	547	336	213	220	143	150

区 分	5000万円 ～ 1億円	1～ 2億円	2～ 5億円	5億～ 10億	10億以 上
平成20	13	15	16	9	-

第6表 漁獲物の主な出荷先

単位：経営体

区分	総計	漁協の市 場又は荷 さばき所	漁協以外 の卸売市 場	流通業 者・加工 業者	小売業者	生協	直売所	自家販売	その他
平成20	3,672	2,587	62	518	201	2	12	244	46
構成比(%)	100.0	70.5	1.7	14.1	5.5	-	0.3	6.6	1.3

注)複数回答のため総計は調査客体数と一致しない。

第7表 専兼業別個人経営体数

区分	総数	専 業	兼 業		
			計	第1種兼 業	第2種兼 業
平成10	4,364	1,251	3,113	1,703	1,410
平成15	3,750	1,309	2,441	1,403	1,038
平成20	3,049	1,604	1,445	793	652
増減率(%)					
15/10	△14.1	4.6	△21.6	△17.6	△26.4
20/15	△18.7	22.5	△40.8	△43.5	△37.2

第8表 自家漁業の後継者の有無別経営体数

区分	総数	沿岸漁業層							中小漁業層	
		うち、後継者あり	計	うち、後継者あり	漁船漁業等	うち、後継者あり	海面養殖	うち、後継者あり	計	うち、後継者あり
平成10	4,364	517	4,276	471	3,686	355	590	116	88	46
平成15	3,750	450	3,701	429	3,216	336	485	93	49	21
平成20	3,049	467	3,015	449	2,632	358	383	91	34	18
増減率(%)										
15/10	△14.1	△13.0	△13.4	△8.9	△12.8	△5.4	△17.8	△19.8	△44.3	△54.3
20/15	△18.7	3.8	△18.5	4.7	△18.2	6.5	△21.0	△2.2	△30.6	△14.3

第9-1表 男子年齢別就業者数

単位：人

区分	計	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~
平成10	6,524	17	79	125	188	296	327	570	718	915	1,242	2,047
平成15	5,745	30	126	130	178	209	299	329	574	705	904	2,261
平成20	5,024	25	112	193	182	185	226	286	349	574	712	2,180
増減率(%)												
15/10	△11.9	76.5	59.5	4.0	△5.3	△29.4	△8.6	△42.3	△20.1	△23.0	△27.2	10.5
20/15	△12.6	△16.7	△11.1	48.5	2.2	△11.5	△24.4	△13.1	△39.2	△18.6	△21.2	△3.6

第9-2表 女子年齢別就業者数

単位：人

区分	計	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~
平成10	1,358	—	2	4	15	49	61	123	203	274	295	332
平成15	1,184	—	1	7	9	25	52	71	116	193	248	462
平成20	892	—	—	2	7	11	23	49	54	125	171	450
増減率(%)												
15/10	△12.8	—	△50.0	75.0	△40.0	△49.0	△14.8	△42.3	△42.9	△29.6	△15.9	39.2
20/15	△24.7	—	—	△71.4	△22.2	△56.0	△55.8	△31.0	△53.4	△35.2	△31.0	△2.6

第10表 保有漁船

単位（隻数：隻・ト数：ト）

区分	総数	無動力船	船外機付船	動力船		
				隻数	総トン数	1隻当りトン数
平成10	6,568	68	4,038	2,462	18,246	7.4
平成15	5,995	56	3,879	2,060	15,102	7.3
平成20	5,084	46	3,257	1,781	12,532	7.0
増減率(%)						
15/10	△8.7	△17.6	△3.9	△16.3	△17.2	△1.4
20/15	△15.2	△17.9	△16.0	△13.5	△17.0	△4.1

第11表 経営体階層別統計

経営体階層	総数	漁船				11月1日現在の海上作業従事者数				
		無動力船	船外機	動力船		家族			雇用者	
				隻数	総トン数	計	男	女		
計	経営体	隻	隻	隻	t	人	人	人	人	
計	3,118	46	3,257	1,781	12,532.0	3,485	2,878	607	1,964	
漁船非使用	131	-	-	-	-	11	8	3	1	
無動力船のみ	4	4	-	-	-	2	1	1	-	
船外機付船	1,179	8	1,411	-	-	1,180	940	240	62	
漁船使用	1t未満	75	-	43	76	49.5	83	62	21	13
	1～3	266	1	91	268	500.6	285	256	29	10
	3～5	627	1	218	627	2,776.8	683	637	46	311
	5～10	357	1	105	392	2,796.0	459	429	30	272
	10～20	25	-	26	44	329.6	34	32	2	23
	20～30	2	x	x	x	x	x	x	x	x
	30～50	5	-	3	20	190.5	2	2	-	44
	50～100	15	-	16	69	1,172.6	2	2	-	343
	100～200	12	1	20	60	1,562.3	2	2	-	376
	200～500	4	-	4	27	1,547.1	-	-	-	167
	500～1000	1	x	x	x	x	x	x	x	x
	1000～3000	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3000t以上	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
大型定置網	9	5	12	39	419.0	-	-	-	145	
小型定置網	20	2	30	31	114.3	16	15	1	63	
海面養殖	魚ぶり養殖	2	x	x	x	x	x	x	x	
	まがい養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	
	ひらめ養殖	1	x	x	x	x	x	x	x	
	その他の魚類養殖	-	-	-	-	-	-	-	-	
	その他の貝類養殖	1	x	x	x	x	x	x	x	
	わかめ類養殖	5	-	6	-	-	4	4	-	-
	その他の養殖	377	23	1,269	115	503.4	717	484	233	92
沿岸漁業層計	3,054	45	3,188	1,554	7,169.6	3,443	2,838	605	976	
海面養殖層計	386	23	1,278	121	513.4	724	490	234	99	
上記以外の沿岸漁業層計	2,668	22	1,910	1,433	6,656.2	2,719	2,348	371	877	
中小漁業層計	64	1	69	227	5,362.4	42	40	2	988	

第12表 経営組織別統計

経営組織	漁業経営体数	漁船				11月1日現在の海上作業従事者数				
		無動力船	船外機付船	動力船		計	家族			雇用者
				隻数	総トン数		計	男	女	
経営体	隻	隻	隻	t	人	人	人	人	人	
平成20	3,118	46	3,257	1,781	12,532.0	5,449	3,485	2,878	607	1,964
個人	3,049	40	3,194	1,558	8,153.7	4,232	3,485	2,878	607	747
会社	39	2	42	148	3,575.8	757	-	-	-	757
漁業協同組合	11	4	16	36	346.0	148	-	-	-	148
漁業生産組合	2	-	-	14	328.9	71	-	-	-	71
共同経営	17	-	5	25	127.6	241	-	-	-	241
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

利 用 上 の 注 意 事 項

1 2008年漁業センサスの概要

漁業センサスは、昭和24年3月に第1次漁業センサスを実施して以来、5年ごとに実施しているもので、その時々々の社会状況に沿った調査を行い、今回が第12回目となる2008年漁業センサスである（昭和33年は「沿岸漁業臨時調査」として実施。）。

(1) 調査の目的

2008年漁業センサスは、漁業の生産構造を明らかにするとともに、漁村、流通・加工業等の漁業の背景の実態を総合的に把握し、漁業構造の改善等水産行政諸施策の基礎資料を整備することを目的として実施したものである。

(2) 調査の体系

調査の種類		調査の対象	調査の系統	調査期日	調査方法
海 面 漁 業 調 査	漁業経営体調査	沿海の市区町村に所在する海面漁業経営体	農林水産省 都道府県 市区町村 調査員 (県系統調査)	平成 20 年 11 月 1 日 現在	調査員が調査客体に対し調査票を配布して行う自計申告調査 ただし、調査客体から面接聞き取り調査の申出があった場合には、調査員による面接聞き取り調査
	漁業管理組織調査	沿海の市区町村に所在する漁業管理組織	農林水産省 地方統計組織		
	海面漁業地域調査	海面漁業協同組合	 調査員		

調査の種類		調査の対象	調査の 系統	調査期日	調査方法
内 水 面 漁 業 調 査	内水面漁業 経営体調査	内水面漁業経営体	農林水産省 地方統計組 織 調査員	平成 20 年 11 月 1 日 現在	調査員が調査 客体に対し調 査票を配布し て行う自計申 告調査 ただし、調査客 体から面接聞 き取り調査の 申出があった 場合には、調査 員による面接 聞き取り調査
	内水面漁業 地域調査	内水面漁業協同組合			
流 通 加 工 調 査	魚市場調査	水産物の市場	農林水産省 地方統計組 織 調査員	平成 20 年 11 月 1 日 現在	調査員が調査 客体に対し調 査票を配布し て行う自計申 告調査又はオ ンラインによ る報告（インタ ーネット申告）
	冷凍・冷蔵、 水産加工場調査	冷凍・冷蔵施設並び に水産加工業の事務 所			

2 概要の構成

この概要は、千葉県において調査を実施した海面漁業調査（漁業経営体調査）結果について掲載したものです。

3 用語の定義及び約束事項（海面漁業調査）

過去1年間 漁業経営体	平成19年11月1日～平成20年10月31日 過去1年間に利潤又は生活の資を得るために、生産物を販売することを目的として、海面において水産動植物の採捕又は養殖の事業を行った世帯又は事業所をいう。 ただし、過去1年間における漁業の海上作業従事日数が30日未満の個人経営体は除く。
経営体階層	漁業経営体が「過去1年間に主として営んだ漁業種類」又は「過去1年間に使用した漁船のトン数」により、次の方法により決定した。 (ア)過去1年間に主として営んだ漁業種類（販売金額1位の漁業種類）により決定した経営体階層。 大型定置網、小型定置網及び海面養殖の各階層。 (イ)過去1年間に使用した漁船の種類及び動力船の合計トン数により決定した経営体階層。 上記（ア）以外の経営体は、使用漁船の種類及び使用動力船の合計トン数により、漁船非使用、無動力船、動力1トン未満から動力3,000トン以上の階層までの15経営体階層を決定した。 なお、船外機付船のみを使用した経営体で（ア）に該当する以外はすべて1トン未満階層とした。 また、動力漁船の合計トン数には、専用船（遊魚のみに用いる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）のトン数は含んでいない。
漁業層	
沿岸漁業層	漁船非使用、無動力船、船外機付船、動力船10トン未満、定置網及び海面養殖の各階層を総称したものをいう。
中小漁業層	動力船10トン以上1,000トン未満の各階層を総称したものをいう。
大規模漁業層	動力船1,000トン以上の各階層を総称したものをいう。
漁業制度	
大臣許可漁業	漁業法（昭和24年12月15日法律第267号）に基づいて政令により定められた漁業（「指定漁業」と称されている。）で農林水産大臣の許可を受けなければ営むことができない漁業をいう。
知事許可漁業	漁業法により、知事の許可を受けなければ営むことのできない漁業（指定知事許可漁業）及び都道府県漁業調整規則で知事の判断に基づき独自に規定した漁業で、知事の許可を受けなければ営むことができない漁業をいう。
大臣承認漁業 漁業権漁業	農林水産大臣の承認がなければ営むことができない漁業をいう。 都道府県知事の免許を受け、一定の水面において排他的に一定の漁業を営む権利を有する漁業で共同漁業、区画漁業、定置漁業が含まれる。
自由漁業 その他	海面で自由に営むことのできる漁業をいう。 上記以外で以下の漁業をいう。 (ア) 官公庁、学校、試験場等の調査船の行う漁業 (イ) 海区漁業調整委員会の承認を受けて営む漁業 (ウ) 農林水産大臣に届け出を行って営む漁業

漁業種類	<p>(ア)「主とする漁業種類」</p> <p>漁業経営体が過去1年間に営んだ漁業種類のうち主たる漁業種類をいい、漁業種類を2種類以上営んだ場合、販売金額1位の漁業種類をいう。</p>
漁 船	<p>(イ)「営んだ漁業」</p> <p>漁業経営体が過去1年間に営んだすべての漁業種類をいう。</p> <p>過去1年間に経営体が漁業生産のために使用し、調査日現在保有しているものをいい、主船のほかに付属船（まき網における灯船、魚群探索船、網船等）を含む。</p> <p>ただし、漁船の登録を受けていても、直接漁業生産に参加しない船（遊魚のみにもちいる船、買いつけ用の鮮魚運搬船等）は除く。</p>
経営組織	<p>漁業経営体を経営形態別に分類する区分をいう。</p>
個人経営体	<p>個人で漁業を自営する経営体をいう。</p>
団体経営体	<p>個人経営体以外の漁業経営体をいう。</p>
会 社	<p>会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項に基づき設立された株式会社、合名会社、合資会社及び合同会社をいう。</p> <p>なお、旧有限会社（会社名を有限会社としているものを含む。）は株式会社として会社を含む。</p>
漁業協同組合	<p>水産業協同組合法（昭和23年12月15日法律第242号）に基づき設立された漁業協同組合及び漁業協同組合連合会をいう。</p>
漁業生産組合	<p>水産業協同組合法に基づき設立された漁業生産組合をいう。</p>
共同経営	<p>二人以上（法人を含む）が、漁船、漁網等の主要生産手段を共有し、漁業経営を共同で行ったものをいう。</p>
漁業の海上作業	<p>ア 漁船漁業では、漁船の航行、機関の操作、漁労、船上加工等の海上におけるすべての作業をいう。</p> <p>イ 定置網漁業では、網の張り立て、取替え、漁船の航行、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上において行う岡見をいう。</p> <p>ウ 地びき網漁業では、漁船の航行、網の打ち回し、漁労等海上におけるすべての作業及び陸上の引き子の作業をいう。</p> <p>オ 養殖業では、次の作業をいう。</p>
	<p>(ア) 海上養殖施設での養殖</p>
	<p>a 漁船を使用しての養殖施設までの往復</p>
	<p>b いかだや網等の養殖施設の張立て並びに取り外し</p>
	<p>c 採苗、給餌作業、養殖施設の見回り、収穫物の取り上げ等の海上において行うすべての作業</p>
	<p>(イ) 陸上施設での養殖</p>
	<p>a 採苗、飼育に関わる養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）でのすべての作業</p>
	<p>b 養殖施設（飼育池、養成池及び水槽等）の掃除</p>
	<p>c 池及び水槽の見回り</p>
	<p>d 給餌作業（ただし、飼料配合作業（餌作り）は、陸上作業）</p>
	<p>e 収穫物の取り上げ作業</p>
漁業の陸上作業	<p>漁業に係る作業のうち、海上作業以外のすべての作業をいい、具体的には以下のものをいう。</p>

	<p>ア 漁船、漁網等の生産手段の修理・整備（停泊中の漁船上で行った場合も含む。）</p> <p>イ 漁具、魚網、食料品の積み込み作業</p> <p>ウ 出漁・入港（帰港）時の漁船の引き下ろし、引き上げ</p> <p>エ 悪天候時の出漁待機</p> <p>オ 餌の仕入れ及び調餌作業</p> <p>カ 真珠の核入れ作業、珠の採取作業、貝清掃作業、貝のむき身作業、のり、わかめの干し作業</p> <p>キ 漁獲物を出荷するまでの運搬、箱詰め作業</p> <p>ク 自家生産物を主たる原料とした水産加工品の製造・加工作業 ただし、同一構内（屋敷内）に工場、作業所とみられるものがあり、その製造活動に専従の常時作業員を使用しているときは漁業の陸上作業とはしない。</p> <p>ケ 自営漁業の管理運搬業務（指揮監督、技術講習、経理・計算、帳簿管理）</p>
経営体の専兼業分類	
専業	個人経営体で、満 15 歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいないものをいう。
第 1 種兼業	個人経営体で、満 15 歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業の年間収入が自営漁業以外の年間収入を上回るものをいう。
第 2 種兼業	個人経営体で、満 15 歳以上の世帯員の中に自営漁業以外の仕事に従事した者がいるもので、自営漁業以外の年間収入が自営漁業の年間収入を上回るものをいう。
自営漁業の経営主	自営漁業の経営に責任を持っている者をいう。具体的には、経営の意志決定を行う人、経営活動の結果として損益の貴属人である人等。
自営漁業の後継者	個人経営体の世帯員のうち、満 15 歳以上で過去 1 年間に漁業に従事した者で、将来自営漁業の経営主になる予定の者をいう
漁業就業者	個人経営体の世帯員のうち、満 15 歳以上で過去 1 年間に自営漁業又は漁業雇われの海上作業に年間 30 日以上従事した者をいう。

4 数値及び記号の表示について

- (1) 今回公表の数値は、確定値でなく概算値である。
- (2) 計算値は小数点以下第 2 位を四捨五入した。
- (3) 「－」は、該当がないものを示す。
- (4) 「△」は、減少を示す。
- (5) 「0」は、単位未満を含む。
- (6) 「X」は、調査客体の秘密保護のため統計数値を公表しないものである。
- (7) 構成比は、四捨五入の関係で百パーセントにならない場合もある。

5 その他

調査結果の詳細については、後日「2008 年漁業センサス結果報告書」として公表します。
 なお、概要に関する照会は、千葉県総合企画部統計課統計調査室労働力・学事・農林担当
 (TEL043-223-2220) までお願いします。